

静岡地方最低賃金審議会

第 386 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 6 月 30 日 (金) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 5 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員
労働者代表委員 内山委員、坂部委員、松浦委員、丸山委員
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、藤田委員、松岡委員
【事務局】静岡労働局 笹労働局長、稲毛労働基準部長、横山賃金室長、
太田賃金指導官、寄田専門監督官、宮本監督課長補佐

4 議 事

- (1) 静岡地方最低賃金審議会運営規程について
- (2) 静岡県最低賃金の改正決定について (諮問)
- (3) 静岡県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (5) 静岡地方最低賃金審議会審議日程について
- (6) その他

5 配付資料

- 資料番号 1 静岡地方最低賃金審議会第 55 期委員名簿
資料番号 2 静岡地方最低賃金審議会運営規程
資料番号 3 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について
資料番号 4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (抜粋)
資料番号 5 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版基礎資料集
資料番号 6 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (抜粋)
資料番号 7 パートナシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言リフレット
資料番号 8 静岡県の企業短期経済観測調査結果 (2023 年 3 月調査)
資料番号 9 最近の静岡県金融経済の動向 (2023 年 6 月)

- 資料番号 10 毎月勤労統計調査 令和 4 年分結果確報
- 資料番号 11 毎月勤労統計調査地方調査結果（令和 5 年 3 月分）
- 資料番号 12 静岡県内の最近の雇用情勢（令和 5 年 5 月分）
- 資料番号 13 主要職種別求人賃金状況（令和 4 年度）
- 資料番号 14 令和 5 年春季賃上げ要求・妥結速報（5 月 9 日現在）
- 資料番号 15 B ランク道府県別標準生計費の推移
- 資料番号 16 静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移
- 資料番号 17 最低賃金に関する実態調査の概要
- 資料番号 18 中小企業支援の概況
- 資料番号 19 静岡県最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書（静岡県労働組合評議会）
- 資料番号 20 「静岡県最低賃金」の改正審議日程（案）
- 配付物 ○パンフレット「令和 5 年度業務改善助成金のご案内」
- リーフレット「賃金引き上げ特設ページを開設！」
- パンフレット「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」
- リーフレット「静岡働き方改革推進支援センターが、事業主の皆様を
無料でご支援いたします。」
- 「猛烈な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、全国一律制などを求める要請書」
（全労連東海北陸地方協議会）

6 議事内容

事務局（太田賃金指導官）

ただ今より、第 386 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

今期は第 55 期の初年度であり、今回は第 55 期最初の会議となりますので、会長選出までは事務局の方で司会を務めさせていただきます。

私は静岡労働局賃金室の太田でございます。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

本会議は公開となっており、本日 6 名の傍聴人がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

ではまず、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は、労働者側 1 名、使用者側 1 名の 2 名の委員が欠席となっておりますが、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 4 名の、計 13 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、委員の 3 分の 2 以上、又は、公益・労働者・使用者それぞれの代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

会議に先立ちまして、お配りした資料等を御確認ください。

資料一覧読み上げ

以上を配布させていただいておりますので御確認ください。

それでは、審議会開催にあたり、静岡労働局長より御挨拶申し上げます。

笹労働局長

みなさまおはようございます。

本日は、業務御多忙の中、また非常に暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この4月に着任いたしました、局長の笹でございます。よろしくお願いいたします。

本年度、最初の審議会開催にあたり、御挨拶させていただきたいと思っております。

皆様方におかれましては、日頃より静岡労働局の行政運営の推進に、多大なる御支援と御理解をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

直近の日本銀行静岡支店の公表資料によりますと、「県内の景気は、資源高や供給制約の影響を受けつつも、持ち直している。」とされております。また、本日発表いたします、県内の有効求人倍率につきましては28か月連続で一倍を超えている状況で、雇用情勢は改善の動きに落ち着きが見られ、引き続き、物価上昇等の影響を注視していく必要があると考えております。

こうした情勢の中、政府が掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」実現に向け、静岡労働局におきましては、県内の経済団体や連合の皆様、それから県や国の関係機関が連携した取り組みとなります。「パートナーシップ構築宣言」に基づきまして、企業間の適正な取引の推進に協力し、近年の原材料などの高騰分の価格転嫁、業務改善助成金をはじめとした各種支援施策の活用促進に向け、社会全体として取り組む課題として取り組んでおります。

さて、最低賃金の審議でございますが、昨年の最低賃金につきましては、物価高騰への対応が求められる中、皆様の丁寧かつ真摯な御審議をいただきましたが、残念ながら全会一致とはならなかったものの、採決により、31円引き上げ、944円の答申をいただきました。

本年度は、去る6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、所謂「骨太の方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」に政府としての考え方が示されたところです。このうち、「実行計画」では、“人への投資、構造的な賃上げと三位一体の労働市場改革への取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する”と示されています。また、「骨太の方針」では、“今年の春季労使交渉における賃上げの流れの維持・拡大を図り、中小企業の賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底などを通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む”と示した上で、「最低賃金について、今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最

低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差の是正を図る」と示されたところです。

本審議会におかれましても、こうした状況を考慮いただきながら審議を賜りたく、本日、令和 5 年度静岡県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと思っております。

本年度も、静岡地方最低賃金審議会の円滑な運営、実のある議論につきまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局（太田賃金指導官）

今年度につきましては、第 55 期委員の任命が行われております。

第 55 期委員につきましては、資料ナンバー1 の名簿のとおりでございますので、御確認いただければと存じます。

それではこれより、名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。

名簿順に紹介

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

笹労働局長、稲毛労働基準部長、横山室長、宮本監督課長補佐、寄田専門監督官、小林賃金調査員

以上で事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、第 55 期静岡地方最低賃金審議会の会長と会長代理の選出をお願いしたいと思います。会長につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項の規程により、また、会長の職務代理については、同第 24 条第 4 項の規程により、公益委員の中から委員が選出することになっております。本審議会においては、議事運営上、従来公益委員の互選により指名することを慣例としておりますが、皆様、従来どおりでよろしいでしょうか。

各側委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、従来通り公益委員の皆様方でよろしく願いいたします。

公益代表委員（岡谷委員）

あらかじめ公益委員で協議した結果、会長は畑委員、会長代理は本庄委員をお願いしたいと思います。

事務局（太田賃金指導官）

ただ今、岡谷委員より、会長に畑委員、会長代理に本庄委員ということで御発言をいただきましたが、皆様、よろしいでしょうか。

各側委員、異議なし

ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、会長を畑委員に、会長代理を本庄委員にお願いいたします。

会長・会長代理の前に名札を置く

それでは、畑会長に御挨拶と、以後の進行をお願いいたします。

公益代表委員（畑会長）

会長に選出いただきまして、誠に恐縮に存じます。

改めて申し上げるまでもなく、最低賃金の決定は、以前にも増して、多くの方々の注目する事項となっております。とりわけ、インフレが進行しつつある日本では、最低賃金の果たす役割の重要性が高まってきているといえます。この静岡県においても同様です。この審議会では、皆様から忌憚のない御意見を賜りながら、静岡県の最低賃金についての審議を進めてまいりたいと存じますので、皆様の御協力を、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入りたいと思います。

議事 1、「静岡地方最低賃金審議会運営規程等について」です。当審議会は、最低賃金審議会令、及び、資料ナンバー2の「静岡地方最低賃金審議会運営規定」により運営して参りたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

各側委員、異議なし

ありがとうございます。

了承が得られましたので、この運営規定により進めて参りたいと思います。

それでは次の議事に参ります。

議事 2、「静岡県最低賃金の改正について」です。改正諮問について、事務局の方からお願いします。

事務局（太田賃金指導官）

それでは、静岡県最低賃金改正決定について諮問を行わせていただきます。静岡労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

諮問文を会長に手渡す。(局長)
各委員に写しを配付。

公益代表委員(畑会長)

それでは事務局は諮問文を読み上げてください。

事務局(太田賃金指導官)

では、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文を読み上げ

公益代表委員(畑会長)

事務局から諮問の趣旨及び、資料の説明をしてください。

事務局(横山賃金室長)

それでは、諮問の趣旨の説明をさせていただきます。はじめに、諮問の趣旨説明の後、資料の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、諮問の趣旨について御説明申し上げます。

地域別最低賃金につきましては、実効性を確保する視点から、賃金、物価水準等の動向に対応して適宜改正を行う必要がございます。ここ数年の経過といたしまして、資料番号16「静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移」を御覧ください。平成28年に示された、「最低賃金について、年率3%程度を目途に、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」との政府方針以降、静岡県においても対前年比で、3%を超える引き上げが続きました。昨年度も皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、全会一致とはならなかったものの、採決により、31円、約3.4%引き上げ、944円の答申をいただきました。本年は、昨年来の電力、原材料費の上昇、国際情勢の影響、生産調整、物価高等による影響を経て、春闘による賃金交渉においては、例年より、大幅な賃上げ決着が続いている状況にあり、一時の水準よりも抑えられてきましたが物価高の状況も続いております。

今年の政府の方針の状況ですが、去る6月16日に、「成長と分配の好循環」を目指す計画として「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」、所謂「骨太の方針」に政府としての考え方が示されたところです。資料番号4、資料番号6を御覧ください。局長からも話がありましたが、「実行計画」では、“人への投資、構造的な賃上げと三位一体の労働市場改革への取組、価格転嫁対策の徹底と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する”と示されています。また、「骨太

の方針」では、「今年の春季労使交渉における賃上げの流れの維持・拡大を図り、中小企業の賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底他を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む」と示され、双方とも、「最低賃金について、今年是全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差の是正を図る」と示されたところです。

こうした中、本年の目安については、本日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安について諮問が行われる予定と聞いております。本年の中央最低賃金審議会あての諮問文も、昨年同様、所謂、骨太の方針と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を考慮した審議をお願いする旨の文書になると情報を得ております。目安答申の時期につきましては、7月下旬頃には答申がなされるものと予想しているところであります。

県内の状況につきまして資料に入れさせていただきましたが、地域経済等の動向、地域労働者の賃金の推移等を総合的に勘案し、静岡県最低賃金の改正について、御審議をいただく必要があると判断いたしまして、ただ今、静岡労働局長より改正決定についての諮問をさせていただきます。今後も関係する資料を提供させていただきますが、それらも踏まえていただき、静岡県最低賃金改正について、当審議会における審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日記布の資料について、御説明いたします。

まずは、資料番号 3「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」です。委員の皆様には、既に、4月に提供させていただきました、中賃における目安制度に対する検討結果報告の要旨をまとめた資料になります。地方の審議会の審議に係る事項について、大きな改正点は、ランク制度の区分を 4 つから 3 つに変更した点になります。静岡県は、B ランクのままであります。中賃で示されます目安額は、地方最低賃金審議会の議論を拘束するものではないこと、発効日に関して地方最低賃金審議会で決定することであることを、改めて、確認されております。中賃にける審議の公開については、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論する部分については公開することとされました。

次に、県内の経済状況を表す資料として、資料番号 8、9 を用意いたしました。資料番号 8、「静岡県の企業短期経済観測調査結果」は、日銀静岡支店が、4月3日に公表した、いわゆる日銀短観でございます。資料番号 9、「最近の静岡県金融経済の動向」は、日銀静岡支店が、6月14日に発表した、本年6月の金融経済の月例報告になります。

賃金支払い状況を表す資料として、資料番号 10、11 を用意いたしました。資料番号 10、「毎月勤労統計調査 令和 4 年分結果確報」は、厚生労働省が 2月24日に公表した、全国における昨年の 1 年分の平均値です。4 ページでは、給与総額にはなりますが、物価等の影響がわかる実質賃金の状況が示しております。

資料番号 11 は、県が、5月25日に発表した、毎月勤労統計調査の 3 月分の概要です。

7ページに、県内における定期給与の実質賃金の状況が記されております。最近の状況と、1年間の状況もわかると思います。

県内の雇用・求人の情勢を表す資料として、資料番号12、「静岡県内の最近の雇用情勢」、資料番号13「主要職種別求人賃金状況(令和4年度)」を用意いたしました。資料12は、最近の雇用情勢は、当局職業安定課が、本日公表した、5月分の県内の雇用情勢です。雇用情勢は落ち着き、有効求人倍率は1.26倍で、2年4か月連続で1倍台となっております。資料13は、昨年度、県内のハローワークにおいて受理した求人における賃金額で、フルタイム求人の月額賃金とパートタイム求人の時間額賃金の平均値です。

本年の賃上げ状況を表す資料として、資料番号14、「令和5年春季賃上げ要求・妥結速報」を用意いたしました。県が、5月9日現在で公表した本年の春季賃上げ要求と妥結状況の速報です。妥結状況は、全体の加重平均で3.92%の賃上げとなっており、昨年の同時期に比べても1.79%上がっております。

次に、労働者の生計費を表す資料として、資料15「Bランク府県別標準生計費の推移」を用意いたしました。目安制度における、Bランクの府県の1人世帯を対象とした、標準生計費の推移を一覧表にしたものでございます。

次に、最低賃金の審議の資料として、この時期毎年行っております、実態調査の概要について、資料番号17「最低賃金の実態調査に関する概要」を入れております。「1.賃金改定状況調査」の調査結果は、中央最低賃金審議会における目安審議の参考とされており、賃金の改定状況の調査です。「2.最低賃金に関する基礎調査」の調査結果は、こちら地方最低賃金審議会における改定審議の参考とするもので、賃金分布や未満率、影響率などを示す資料となります。どちらも現在調査を実施している最中です。調査結果につきましては、今後の審議会で御報告いたします。

続きまして、最低賃金の引き上げ幅が大きくなるなか、中小企業への支援の状況として、資料番号18「中小企業支援の概況」にまとめました。こちらは、「中小企業支援事業」における相談等の件数です。相談内容は、働き方改革、同一労働同一賃金への対応、賃上げに対する対応などへの相談や支援策の利用などの相談を受けています。机上配布資料にリーフレットを入れさせていただきましたが、静岡県働き方改革推進センターなどでの対応件数を示しています。件数は最低賃金に関することだけではなく、様々な相談を含んだ対応件数となっております。表の下が、「業務改善助成金」の申請件数になっています。昨年、本審議会からも、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに係る支援策の強化を求める意見が出ておりましたので、報告も兼ね説明させていただきます。最低賃金に直接的に関連する助成金として、厚生労働省では「業務改善助成金」があり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金」の引き上げを支援するための制度です。机上配布資料としてリーフレットを置かせていただきました。昨年度、中小企業への支援に対する要望を踏まえて、9月と12月にさらなる拡充を行いました。この2年間、多くの利用をいただいております。業務改善助成金の周知、利用促進につきましては、現在も取り組んでおりますが、労使のいろいろな機関に御協力をいただきました。

大変ありがとうございました。

最後に、静岡労働局長と当審議会長あてに最低賃金審議に係る要請をいただきましたので報告いたします。資料 19「静岡県最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書」を御覧ください。こちらは、6月21日に静岡県労働組合評議会から提出された要請書です。静岡地方最低賃金審議会に関連する要請としては、要請書裏面の1～4と6番になります。要請時に、「静岡県の最低賃金を1,500円以上、少なくとも次回改定時には1000円以上とすることを求める要請」書が5,052筆、提出されており、本日、審議会場の公益委員の後ろの方に置かせていただきました。

また、準備の都合で、机上配布とさせていただきますが、昨日、全労連東海北陸地方協議会から、「猛烈な物価高騰のもと最低賃金1500円、全国一律制などを求める要請(書)」を受けましたので、報告いたします。静岡地方最低賃金審議会に関連する要請としては、要請書裏面、1～7になります。また、「最低賃金が全国一律1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」など2件の資料が提出されておりますので、これについても机上配布させていただいております。併せて御覧ください。

以上が関係省庁等から公表されたもの、あるいは抜粋をした資料となります。説明が長くなってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

なお、審議会は最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見公示を行うこととなっており、意見締切日を7月21日金曜日とする意見公示を本日举行しますので申し添えます。

公益代表委員（畑会長）

詳しい御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。ただ今の説明について何か御質問ございますか。

使用者側代表委員（梶本委員）

この度、AからDに分けていたランクをAからCの3つのランク分けにされています。何か先行きを睨んでこのようになったと思うんですが、その理由と、ランク分けの基準を教えてください。

事務局（横山賃金室長）

協議会報告の詳しいものは、ホームページ等に載せられてはおるのですが、まず、分けた基準につきましては、確か19だったと記憶しておりますが、いろいろなデータを指数化し、都道府県ごとの区分けをしております。高いものから順番にして、ランクを4つから3つに変更する際の激変緩和を考えて振り分けたと聞いております。

また、ランクを4つから3つにしたのは、全体的な賃金格差の拡大が少しでも是正されるようにと考えられたと聞いております。

使用者側代表委員（梶本委員）

総合的に分けたということですが、最低賃金額だけを見ると、今までもそうだったが、Bの県より高いCの県があります。例えば、岩手が854円でCですが、愛媛は853円でBです。最低賃金額だけでなく、様々なデータから総合的に分けたということですね。

事務局（横山賃金室長）

はいそうです。

使用者側代表委員（梶本委員）

Bがすごく多くなったと思うのですが、先ほどのお話で、しっかりこなかったのですが、どうして、こうしたのでしょうか。

事務局（横山賃金室長）

Aランクの労働者数との対比を考慮したと聞いております。

使用者側代表委員（梶本委員）

わかりました。

公益代表委員（畑会長）

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま御説明いただいた資料の、労働団体からの要請文において、意見陳述についての御要望がありました。この要請文や、これから行われる意見公示に基づき提出される意見書など、本審議会に寄せられた御意見・御要望については、このとおり、委員間で確実に共有し、審議に当たっては、その内容を検討し、真摯に受け止めた上で臨んできているところです。よって、意見陳述については、今後も、必要となった際にその機会を設けることとすることが適切かと存じますが、いかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

では、意見陳述に関しては、必要となった際に機会を設けることとしますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の議事に参ります。議事3「静岡県最低賃金専門部会の設置」についてです。

先ほど、静岡労働局長から静岡県最低賃金改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により静岡県最低賃金専門部会を設置し、公、労、使、各側3名の計9名の委員で審議を行うこととなります。

それでは、事務局から専門部会委員の選任手続きについて説明してください。

事務局（太田賃金指導官）

専門部会の委員につきましては、選任のため、本日、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づき推薦公示をいたします。推薦締切日は7月14日（金）を予定しております。

公益代表委員（畑会長）

今の説明について何か御質問などありますか。

では、事務局は所要の手続きをお願いします。

次に、4つ目の議題である「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について審議します。最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」旨規定されています。本審議会では、例年この条項を適用し、専門部会が全会一致になった場合は、本審議会も全会一致になったとして取り扱うことを御承認いただいておりますが、本年も例年と同様とすることによろしいでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

それではそのように取り扱うことといたします。

続きまして、議事5「審議日程」についてです。

事務局から説明してください。

事務局（太田賃金指導官）

今後の静岡県最低賃金の改正までの審議日程について御説明します。

資料番号 20、静岡県最低賃金の改正審議日程（案）を御覧ください。委員の皆様にはあらかじめお伝えしております日程案でございます。本審議会においてお決めいただきたいと思っております。

公益代表委員（畑会長）

この日程案について、何か御意見などございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、概ね例年どおりの日程であり、事前に伝達されているものということですので、この日程でよろしいでしょうか。

出席委員異議なし

事務局（太田賃金指導官）

ありがとうございます。

それでは、念のため日程について確認させていただきます。

日付順に申し上げますと、

8月1日火曜日 午後1時から第387回本審

引続き8月1日火曜日 午後3時 第1回専門部会

8月3日木曜日 午後2時 第2回専門部会

8月4日金曜日 午後2時 第3回専門部会

8月7日月曜日 午前9時 第4回専門部会、この第4回は予備日ですので開催されない場合もございます。

引続き8月7日 午前10時30分 第388回本審

8月23日水曜日 午前10時30分 第389回本審

以上となります。

開催場所につきましては、第2回専門部会を除いて、こちら、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室、8月3日の第2回専門部会のみ、同じ建物内の静岡労働局地下会議室となっております。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

短期間での集中審議となりますので、皆様、格別の御協力をお願いします。

審議日程に関連して、事務局から何かありますか。

事務局（太田賃金指導官）

ただ今御確認いただいた各会議についての公開・非公開をお決めいただきたいと思えます。

会議の公開につきましては、資料ナンバー2の運営規程に、会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

以上規定されております。

この規程を踏まえ、各会議の公開非公開についてお決めいただきたいと思えます。

公益代表委員（畑会長）

会議の公開については、事前に事務局が労使各側に意見を聞いていたようですが、どのような意見が出されていきましたか。

事務局（横山賃金室長）

事務局において労使各側の委員に、公開についての御意見をお伺いいたしました。審議の透明性を担保するという観点から、原則的には会議の公開に対して賛意を得られております。

一方、それでも、率直な意見の交換ができる環境もしっかりと確保して欲しいとの意見もあり、具体的には、率直な意見交換となります金額審議を行う専門部会や、表決を行う場面、そして異議審などは非公開とするべきという意見が大勢でした。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

わかりました。

それでは、今の内容を踏まえて順次公開についてお諮りしたいと思います。

8月1日に行われる第387回本審、目安伝達が行われる会議となりますが、これは例年、公開により行われておりますので、公開ということで、皆様よろしいでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

それでは第387回本審は公開ということで進めてください。

次に、8月7日に行われる第388回本審、ここでは静岡県最低賃金に係る表決が行われる可能性が高いということで、昨年までは非公開とされておりました。今年につきましては、公開を進めつつ率直な意見交換を確保するという観点から、議事のうち、表決が行われるまでは非公開、表決後公開とするということで、皆様いかがでしょうか。

使用者側代表委員（鈴木委員）

8月7日の388回本審ですが、表決までは非公開、ここまでは、従来どおり、その後公開ということで、ここが新たな対応ということだと思います。

そこで、確認ですが、この公開される部分では、何の審議が予定されておりますか。

事務局（横山賃金室長）

例年は、まずは専門部会の報告をさせていただきます。昨年は、そこで専門部会の表決の結果を報告し、そのあと、本審での表決をとって、最低賃金の答申をいただきました。その次に、特定最低賃金の必要性の答申をいただいております。主なものは、そのようになります。

労働者側代表委員（坂部委員）

今のお話の中で、どこまでが非公開で、どこからが公開なのか教えていただきたいです。

事務局（横山賃金室長）

前段の本審で表決をとるところ、手を挙げるところまでは、非公開とさせていただき、決まった後、結果報告、答申文の受け渡し以降を公開とさせていただくということです。

労働者側代表委員（坂部委員）

気になったのは、特賃の改正の必要性の審議について、率直な議論が交わされたことが過去あったと思います。その年によって異なると思いますが、その点はいかがですか。

事務局（横山賃金室長）

今のところ、公開でと思っておりましたが、いかがでしょうか。

労働者側代表委員（坂部委員）

スムーズにいく年といかない年がありますので、率直な意見の交換ということからすると、表決の前までの状況と同様かと思います。要は、同じ基準で線を引いていただきたいと思います。決して、非公開にして欲しいということではないですが、基準としては、前段の表決をする部分と同じと考えますがいかがでしょうか。

使用者側代表委員（鈴木委員）

昨年は、非公開ですべて行われたと思いますが、昨年はどのような状況だったでしょうか。激しい議論にはならなかったと思うのですが、

事務局（横山賃金室長）

昨年は、ゴム以外の3つは必要性有りということで、すんなり全会一致で決まったかと思います。ゴムについては、小委員会で諮って決めると全会一致で決まりました。

使用者側代表委員（梶本委員）

私も、坂部さんと同じ意見で、同じ基準でやったほうがよいと思います。2つを分ける理由があれば教えていただきたいです。個人情報保護法がありますね。皆、率直な意見を言いたいと思います。公開ですと、聞いている人によって捉え方が違いますね。率直に、現状や意見を言うということを重視した方がよいと思いますので、私は、坂部さんの意見に賛成します。

2つを分ける理由があれば、納得できると思いますが。

公益代表委員（畑会長）

御意見を賜り誠にありがとうございます。

今、労使それぞれから御意見をいただきまして、率直に意見を言うという趣旨でこの第

388 回本審については、当初の案について再検討が必要ではないかという御意見でございました。

やはり、公開、非公開の判断は、慎重に進めていくべきものと私自身も考えております。皆様から、御意見を賜ったことも踏まえて、この 388 回本審については、昨年同様、今回も非公開とするということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各側委員、異議なし

今年については、そのような結論にさせていただきたいと思います。

その後の年度につきましては、今年の御意見を踏まえながら次回どうするかを検討していくというように、徐々に考えていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

使用者側代表委員（鈴木委員）

そうしますと、昨年と全く同じということですね。

世の中の動きがわかれば教えていただきたいと思います。

非公開の方が、言いにくいこともざっくばらんに言えるメリットがあると思っはいますが、別に変なことをしているわけではないので、正々堂々と公開の場で議論をしたらいいと、使側の意見ということではなく、個人的には思っています。

世の中の動きが公開化へとなっていると聞きます。他県の状況はどのようになっているのか、今後の静岡県について考えていく一つのベクトルになると思いますので、発表できるものがあればお願いします。

事務局（横山賃金室長）

各県の審議会の状況について、事務局へ問い合わせをしております。ただ、どのようにするかは、審議会で決めるということが前提で、審議会の日程が、全国において、静岡は 2 番目くらいに早く、各県 7 月以降にその審議が行われ、決定している県はほとんどないという状況です。

各県の事務局が委員と調整をした感触という話になってしまいますが、中賃での審議についての協議会報告を受けて、専門部会において、公労使、三者が集まる場面の公開になる可能性が昨年より多くなる、しかし率直な意見交換をする金額審議の場面は、これまで通り非公開にする県が多くなるという感触を受けています。これまで通り、専門部会のすべての審議を非公開にする可能性が高い県も複数残るとのことです。また、他県の状況を聞いた上で判断しようとしている県も複数あると聞いております。

本審につきましては、これまでよりも公開の範囲が広がりそうであるという意見が多かったですが、個別の意思表示をする表決の部分については、これまで通り非公開にする県が複数残るという感触を得ています。

使用者側代表委員（鈴木委員）

ありがとうございます。

長くなって申し訳ないですが、これもまた個人的な意見として、地賃が8月7日に決まって、そのあと、特賃の議論になると思います。静岡の場合、一業種が地賃に張り付いている状況かと思えます。昨年は、タイヤ・ゴムが特賃審議から外れることになりました。今回については、電気が議論の的になるのではと予想しています。

そういったこともありますので、地賃の決定のあとで、特賃の議論を公開にしようか非公開にしようかについては、会長がおっしゃっていたとおり、非公開でやりましょうということには賛成です。

今回の非公開の理由としては、特賃については、たいへん大きなテーマ、大きな内容だと思うからです。各業種について、さらっと通すのではなく、当県の今の状況ですと、今年は議論的になってもいいのではと思います。率直な意見を我々も言うし、労側の皆さんも言うということが想定されますので、やはり、今年は非公開でやっていただきたいと思えます。

公益代表委員（畑会長）

ありがとうございました。皆様から、貴重な御意見を賜りました。それでは、388回本審については、非公開ということで進めてまいりたいと思えます。

次に8月23日に行われる第389回本審、異議審についてですが、こちらは昨年まで非公開で行われております。

こちらにつきましても率直な意見交換を確保するため、今年度につきましても非公開が適切かと思われませんが、皆様いかがでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

それでは8月23日の第389回本審につきましては、運営規程第6条第1項ただし書きの規程を適用し非公開といたします。

最後に専門部会です。専門部会につきましては、例年率直な意見に基づき闊達な議論がなされており、昨年までは非公開となっておりました。今年に関しましても、専門部会についてはやはり非公開が適切と思われませんが、皆様よろしいでしょうか。

出席委員異議なし

ありがとうございます。

それでは専門部会について、非公開といたします。

事務局は今決まった各会議の公開・非公開に沿って、所要の準備をお願いします。
それでは、最後の議事に参ります。
議事 6、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局（太田賃金指導官）

次回、第 387 回本審について御案内いたします。第 387 回本審につきましては、8 月 1 日火曜日、午後 1 時から、こちら静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室にて開催いたします。

委員の皆様の上に、資料とは別に、第 387 回本審と、その次、8 月 7 日月曜日 10 時 30 分開始予定の第 388 回本審、そして 8 月 23 日水曜日 10 時 30 分開催予定の第 389 回本審の開催案内と、合わせて出欠届出書を配布させていただいております。本日、可能であれば御記入いただき、お帰りの際事務局まで御提出いただければと思います。

以上です。

公益代表委員（畑会長）

委員の皆様、他に何かありますか。

それでは以上で本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。